平成２７年（フ）第１０８３７号
埼玉県さいたま市緑区東大門２丁目２―21
ダイアパレス東川口Ⅳ　303
破産者　跡部　浩之
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８３８号
東京都渋谷区円山町10―９―301、住民票上の住所東京都新宿区戸山１丁目15―15―501
破産者　沼澤　佑香
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８４０号
東京都足立区梅島３丁目19―10
破産者　仲宗根香つみ
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８４９号
東京都中野区弥生町１丁目５―11―403
破産者　板倉　澄佳
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８６２号
東京都葛飾区水元４丁目７―11―306
破産者　柿間　誠一
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９０７号
東京都府中市小柳町２丁目18―18　第二堀江荘102
破産者　川窪　俊子
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９４２号
東京都北区赤羽台１丁目２―４―305
破産者　小島ちよ子
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２６５号
埼玉県川口市坂下町４丁目８番６号
破産者　有限会社古川左官
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
千葉県柏市新富町２丁目14番47号
破産者　有限会社魚勝
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３３０号
千葉県柏市新富町２丁目14番47号
破産者　間中　　浩
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４５８号
千葉県野田市蕃昌332番地の１　グリーンヒル七光台101号
破産者　内山　秀男
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９５９８号
東京都台東区谷中２丁目１番10号　サンクレスト谷中105、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区浅草４丁目27番８号707号室
破産者　有限会社双風舎
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５９９号
東京都台東区谷中２丁目１―10―105
破産者　谷川　　茂
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９号
長野県飯田市知久町１丁目15番地
破産者　株式会社さわむらや
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２５２０号
大阪市福島区海老江５―２―２　大拓ビル５・413
破産者　株式会社メタルテクニカル
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３３５号
大阪府東大阪市西石切町５丁目５番48号
破産者　株式会社Ｐａｘｌｉｆｅ
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４８３号
大阪市中央区南船場１丁目１番13号
破産者　有限会社オフィス学運堂
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６７３号
大阪市淀川区三国本町２丁目２番16―401号、商業登記簿上の本店所在地大阪府茨木市島２丁目14番18号
破産者　有限会社ティー．エヌ．ケー
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７９０号
大阪府高槻市弥生が丘町48番21号
破産者　株式会社ライフライト
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７９号
大阪府河内長野市西之山町22番36号
破産者　有限会社ウエスト
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
北海道北見市北進町５丁目７番34号
破産者　後藤　有良
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係